

港区メタバース総合支所利用規約

(目的)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、港区（以下「区」という。）が、区の魅力発信や各種申請サポート・相談・交流等の行政サービスを提供するために運用するメタバース空間「港区メタバース総合支所」（以下「メタバース総合支所」という。）の利用に関する条件を定めるものとする。

(規約への同意)

第2条 利用者がメタバース総合支所を利用するためには、本規約に同意の上、本規約の定めに従わなければならない。

2 利用者が、メタバース総合支所に入室した際には、本規約に同意をしたものとみなす。

3 区は、区が必要と判断する場合、あらかじめ利用者に通知することなく、いつでも本規約を変更できるものとする。本規約が改訂された場合は、ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用される。

(メタバース総合支所の利用)

第3条 利用者がメタバース総合支所を利用する際には、メタバース総合支所上で利用者が使用する名前（以下、「ユーザー名」という。）及び、利用者の分身として使用するキャラクター（以下、「アバター」という。）を設定して、メタバース総合支所の空間を利用するものとする。

2 利用者は、メタバース総合支所の空間、及び、空間内で提供される行政サービスごとに決められたルール の範囲内で、リアルタイムでテキストのやり取りをするコミュニケーション方法（以下「テキストチャット」という。）及びリアルタイムで音声による会話を行うコミュニケーション方法（以下「ボイスチャット」という。）を利用することができるものとする。（テキストチャットとボイスチャットを総称して、以下「本チャット機能」という）

3 未成年の利用者が本サービスを利用する場合には、事前に親権者の同意を得るものとする。

(データ等の取扱い)

第4条 区は、メタバース総合支所の空間に関して、保守、運用又は技術上の必要があると判断した場合、メタバース総合支所の空間内で送信される本チャット機能等のデータ、ログ及び、当該データ等にアクセスするユーザーの情報（本条において「データ等」という。）について、監視、取得、分析及び調査必要な行為を行うものとする。また、データ等をメタバース総合支所の空間の改善に利用することができるものとする。その際、収集したデ

ータを第三者に提供することがある。

2 区は、前項に基づき取得したデータ等を以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示、提供しないものとする。

(1) 事前に利用者及び親権者から同意を得た場合

(2) メタバース総合支所の空間の運用のために必要な範囲で、外部のサービス（提供元を含む）に開示又は提供する場合

(3) 法令等にもとづき、裁判所、行政機関その他の第三者に開示し又は提供することが直接的又は間接的に強制される場合

3 区は、データ等が第6条（禁止事項）第1項各号のいずれかに該当する情報であることを知った場合、同条第3項の措置を講じることとする。但し、区は、本条によりデータ等を修正もしくは削除等する義務を負うものではない。

（利用者の責任）

第5条 利用者は、メタバース総合支所を利用するにあたり、必要なコンピュータ、スマートフォン等の情報端末機器、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境を予め準備し、整備するものとし、ユーザーの自己の費用と責任でこれを行うものとする。

2 利用者は、メタバース総合支所の利用に際して、コンピュータ・ウィルスの感染を防止し、不正アクセス及び情報漏洩を防止するため、自己の費用と責任でセキュリティ対策を講じなければならない。

3 利用者は、メタバース総合支所の利用に伴い、利用者間で発生したトラブルについて、自己の責任で対応するものとする。

4 利用者は、メタバース総合支所の利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者から苦情、クレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。また、利用者がメタバース総合支所の利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対して請求を行う場合においても同様とする。

5 利用者は、どのような目的であれ、メタバース総合支所の空間の複製、複写、コピー、販売及び再販売を行ってはならない。

6 利用者が付けたアバターの名前に区は一切の責任を負わない。自己の責任でアバターに名前を付け、操作を行うこと。

7 利用者は、メタバース総合支所の空間を利用することによって生じる精神的・身体的な不調や問題について、自己の責任においてメタバース総合支所の空間を利用するものとし、以下のような事項に留意する。

(1) 利用者は、自身の健康状態を事前に確認し、メタバース総合支所の空間の利用が健康に影響を及ぼす可能性がある場合には、医師や専門家に相談すること

(2) 利用者は、自身の限界を超えた利用や無理な利用を行うことなく、メタバース総合支

所の空間を適切かつ安全に利用すること

- (3) 利用者は、メタバース総合支所の空間を利用することによって生じる精神的・身体的な不調や問題について、自己の責任で対処すること

(禁止事項)

第6条 利用者は、メタバース総合支所の利用に際して、次の事項のいずれかに該当する、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 他者の財産、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (2) 区の職員や区がメタバース総合支所内におけるサービス提供を委託するもの（メタバース総合支所の保守事業者等）を装う行為
- (3) 区の職員や区がメタバース総合支所内におけるサービス提供を委託するもの（メタバース総合支所の保守事業者等）に対するカスタマーハラスメント、他の利用者への誹謗中傷、流言その他第三者の名誉又は信用を毀損する行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、又は区もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 犯罪行為、不法行為もしくはこれらに結びつく行為、又はこれらを教唆もしくはほう助する行為
- (6) 自己又は第三者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報を言う。以下同じ。）を他の利用者に対して送信する行為
- (7) 第三者の個人情報を収集、蓄積、開示もしくは伝達する行為、又はこれらを試みる行為
- (8) 不正アクセス及び他の利用者になりすます行為
- (9) 通信妨害行為、通信傍受行為、メタバース総合支所を運営するサーバーへの侵入行為又は情報奪取行為
- (10) コンピュータ・ウィルスその他不正な情報を送信し又は書き込む行為
- (11) 区、区がメタバース総合支所内におけるサービス提供を委託するもの（メタバース総合支所の保守事業者等）又は第三者の知的財産権等その他一切の権利を侵害する行為
- (12) メタバース総合支所の空間もしくはサーバーのバグ・誤動作等、区が意図していない一切の状態を利用して、自己又は第三者が有利になるように行うすべての行為、又はこれを教唆もしくはほう助する行為
- (13) 不正ツール、不正アプリケーション、メタバース総合支所の空間の海賊版、チートツール、その他メタバース総合支所の不正利用を目的としたプログラムの開発、配布もしくは使用、又はこれらの行為を第三者に誘発、推奨させるような一切の行為
- (14) メタバース総合支所の空間の消去、改変（データの改ざんを含む。）、修正、翻案、二次的著作物の作成、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはリバースエンジニアリング、又はこれらの行為を第三者に誘発、推奨させるような一切の行為
- (15) メタバース総合支所の空間の一部又は全部（コピーを含む。）の再頒布及び貸与、

並びにメタバース総合支所の空間の再販又は転売

(16) メタバース総合支所の空間の運営を妨げる行為

(17) メタバース総合支所の空間用の設備又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び区あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法又は態様においてメタバース総合支所の空間を利用する行為、並びにそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、又はそれに類似する行為

(18) メタバース総合支所に関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為

(19) その他、区が不適切と判断する一切の行為

2 利用者は、第三者により前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合、港区企画課新技術活用担当に連絡すること。

3 区は、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、又はメタバース総合支所の空間を利用して利用者が送信する情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、以下のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講じることができる。なお、区はこの措置により利用者に生じた不利益・損害については責任を負うものではない。

(1) 第1項各号の行為をやめるよう要求する。

(2) 他者との間でクレーム、紛争等の解消のための協議を行うよう要求する。

(3) 事前に利用者に通知することなく、空間から強制的に退室させる。

(4) 事前に利用者に通知することなく、アカウントの停止を行う。

(5) 事前に利用者に通知することなく、メタバース総合支所の空間の全部又は一部の提供を一時中断する。

(免責事項)

第7条 区は、次の各号のいずれかに起因して利用者に発生した損害について、区に故意又は重過失がある場合を除き、いかなる責任も負わない。

(1) 利用者の設備もしくは利用者側の電気通信設備の不具合等、区の責によらない設備等の障害

(2) 第三者が管理・運営する電気通信サービスの性能値又は電気通信役務の不具合に起因する損害

(3) 区が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないメタバース総合支所用の設備への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受等による損害

(4) 利用者が管理又は保管するユーザーコンテンツの損失、削除、破損、又はアクセスの停止によって生じる損害

- (5) 利用者が本チャット機能等を利用して送信したデータの漏洩による損害
- (6) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な措置・処分に起因して発生した損害
- (7) 火災、停電、その他の不慮の事故
- (8) 天災地変、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議、伝染病の流行等の不可抗力に起因した損害
- (9) その他区の責めに帰すべからざる事由による損害

2 区は、メタバース総合支所の空間に関し、本規約にしたがって運用、提供することを除き、以下の事項をいずれも保証せず、また、区に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

- (1) メタバース総合支所の空間にバグその他の瑕疵がないこと、その他メタバース総合支所の空間の完全性、確実性、安全性、最新性、特定目的への適合性又は特定の結果の実現性及び有効性
- (2) メタバース総合支所の空間上で提供される情報その他利用者がメタバース総合支所の空間を利用することで得られる一切の情報の完全性、正確性、適用性、有用性
- (3) メタバース総合支所の空間上の情報の保全の完全性
- (4) メタバース総合支所の画面共有機能による顔・背景・デバイス情報等の映り込みや周囲の音声の混線

3 区は、第 5 条各号で利用者の責任で行うこととされている事項に関して生じた損害や紛争、精神的・身体的不調について一切の責任を負わない。

4 メタバース総合支所は、利用者の環境や利用する機器、設定等によって、サービスの利用不可やサービスの停止、遅滞が発生する場合があるため、区は、利用者のすべての利用環境に対する完全な動作に関して一切を保証しない。

5 区は、メタバース総合支所の本チャット機能を通じて利用者が投稿した情報（テキスト、画像、位置情報等）に関する情報について、一切の責任を負わない。

6 メタバース総合支所の空間の利用によって得られる特定の効果や結果は、個人の状況や利用方法によって異なるため、区は、メタバース総合支所を利用することで得られる期待効果に関する一切を保証しない。

（利用者の損害賠償）

第 8 条 利用者は、本規約に違反することにより、メタバース総合支所および区に損害を与えた場合、区に対してその損害を賠償しなければならない。

（メタバース総合支所の空間の一時中断等）

第 9 条 区は、運用上又は技術上、メタバース総合支所の空間の提供の中断が必要である

と判断した場合、利用者に対する事前の公表又は通知なく、一時的に又は長期にわたり、メタバース総合支所の空間の提供を中断、終了することができるものとする。

（プライバシーポリシー）

第 10 条 メタバース総合支所を運営するにあたって取得した利用者に関する情報は個人情報
保護の保護に関する法律に基づき適切に取り扱うものとする。

2 利用者が、第 6 条第 1 項の規定に反し、メタバース総合支所から個人情報が流失・漏洩
等した場合、区は一切の責任を負わない。

3 メタバース総合支所の機能の改善及び向上のため、メタバース総合支所から得た情報
及びデータを個人が特定できない形で統計的な資料として利用する場合がある。また、統
計的に処理されたメタバース総合支所のアクセス情報、閲覧環境等の情報については公
表する場合がある。

（著作権等の権利の帰属）

第 11 条 メタバース総合支所に掲載されている情報等に関する著作権及びその他の権利
は、著作権法、商標法その他の法律で保護されており、その権利は区又は正当な権利を有
する第三者に帰属する。

2 メタバース総合支所及びメタバース総合支所で提供される情報について、メタバース
総合支所が提供する機能以外の方法で許可なく頒布、転載、出版、放送、録画、録音、変
更、掲示等の行為を禁ずる。

（他団体のサービス）

第 12 条 メタバース総合支所が提供する行政サービスには、国の機関、東京都、区市町村
又は区との契約や協定等により連携して業務を実施する団体等（以下「関係団体」という。）
が提供する行政サービス又はコンテンツを含む場合がある。当該サービス又はコンテン
ツには、これを提供する関係団体が定める利用規約その他の条件が適用されることがあ
る。また、当該サービス又はコンテンツに対する責任は、原則として、これを提供する関
係団体が負うものとする。

（広告表示）

第 13 条 区は、メタバース総合支所に区の広告を掲載できるものとする。

（準拠法・管轄裁判所）

第 14 条 メタバース総合支所の利用並びに本規約の解釈及び適用は、日本国法に準拠する
ものとする。また、メタバース総合支所の利用並びに本規約の解釈及び適用に関する紛争
については、他に別段の定めのない限り、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とす

る。

(その他)

第 15 条 メタバース総合支所利用に関する、本利用規約に定めのない事項については、区
の判断により決定するものとする。

附則

この利用規約は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。